

## 排出事業者に対する責任追及の状況について

県境不法投棄事案に係る排出事業者に対する責任追及については、岩手県と連携しながら約12,000社を対象に調査を行い、随時、行政処分等を行ってきたところです。また、今後も鋭意継続して責任追及を行うこととしています。

これまでの主な経緯及び実績については次のとおりです。

### 【経緯】

H14.8～ 報告徴収 三栄化学工業（株）及び縣南衛生（株）の取引台帳等の関係書類から判明した排出事業者に対して報告徴収を行い、さらにその後の関係収集運搬業者の報告等を基に報告徴収を行った結果、合計約12,000社の排出事業者が判明

（第1次分）H14.8 約2,600社

（第2次分）H14.12 約8,000社

（第3次分）H16.9 約1,400社

合計 約12,000社

（うち、青森県調査担当分は約6,800社）

H15.6～17.5 措置命令 随時、両県知事連名で措置命令を发出

H15.12 公告 特定支障除去等事業の着手後に判明した措置命令の対象となる排出事業者については、当該事業に要した費用を徴収する旨を公告

H17.6～ 納付命令へ移行 違反産業廃棄物量の2分の1ずつについて、青森県知事は納付命令、岩手県知事は措置命令をそれぞれ単独で发出する方式に移行

H18.4～ 管轄分け 従来行ってきた両県の調査担当自治体を両県それぞれの管轄とし、当該管轄内の排出事業者に対して发出する行政処分は2分の1ずつではなく違反産業廃棄物量の全量について行うこととした。

### 【実績】（平成19年2月20日現在までに履行済みのもの。内訳は別紙の通り）

措置命令 18事業者 634.36トン（うち青森県側からの撤去実績303.86トン）

納付命令 5事業者 2,979,951円（75.0355トン相当）

自主撤去（費用抛出）5事業者 135,742,172円（3,592.2985トン相当）

青森県側の実績合計（トン換算） 3,971.194トン相当

自主撤去申出事業者のうち、1事業者は5年程度に分割して費用抛出することとなっているため、申出総量で再計算すると、実績合計は5,031.194トン相当となる。

## 【措置命令】

年度	事業者所在地	履行実績	左のうち青森県側現場からの履行実績
15	東京都	3.832t	2.420t
	東京都	2.640t	2.500t
	東京都	0.279t	-
	東京都	0.049t	-
	東京都	6.530t	5.780t
	東京都	0.030t	-
	6事業者	13.360t	10.700t
16	東京都	7.320t	-
	栃木県	41.980t	-
	東京都	6.040t	-
	東京都	81.740t	-
	東京都	150.020t	-
	東京都	5.400t	-
	埼玉県	138.105t	138.105t
	埼玉県	141.215t	141.215t
	東京都	24.680t	-
	神奈川県	4.280t	-
	埼玉県	13.840t	13.840t
11事業者	614.620t	293.160t	
17	長野県	6.380t	-
	1事業者	6.380t	-
合計	18事業者	634.360t	303.860t

## 【納付命令】

年度	事業者所在地	納付命令額	備考
17	東京都	762,586円	19.2020t相当
	千葉県	2,303円	0.0580t相当
	茨城県	782,900円	19.7135t相当
	茨城県	355,121円	8.9420t相当
	4事業者	1,902,910円	47.9155t相当
18	埼玉県	1,077,041円	27.1200t相当
合計	5事業者	2,979,951円	75.0355t相当

## 【自主撤去】

年度	事業者所在地	拠出申出額	備考
17	東京都	45,147,000円	1,287.389t相当
18	宮城県	(第1回拠出) 9,685,910円	267.56t相当( 1 )
	東京都	68,001,742円	1,712.3295t相当
	東京都	6,950,570円	175.02t相当
	東京都	5,956,950円	150t相当
	4事業者	90,595,172円	
合計	5事業者	135,742,172円	3,592.2985t相当( 2 )

1 申出総量は1,327.56t相当、5年程度に分割して履行

2 5年分割を申し出た事業者について第1回拠出相当量(267.56t)で積算